

■ 231ページ

■ 表2 通所リハビリテーションおよび介護予防通所リハビリテーションの人員・設備基準の「通常規模の病院・診療所、介護老人保健施設」の項目

誤

	通常規模の病院・診療所、介護老人保健施設 (1単位＝利用者20人以下)
人員基準	①専任で常勤の医師を1人以上(利用者40人まで) ②理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、介護職員のいずれかを、サービス提供時間帯を通じて専従で2人以上 ③②のうち、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士については、常勤換算方法で0.2以上
設備基準	①通所リハビリテーション専用の部屋を、利用者1人当たり3㎡以上 ②通所リハビリテーション専用の設備・備品、消火設備など非常災害に際して必要な設備



正

	通常規模の病院・診療所、介護老人保健施設 (1単位＝利用者20人以下)
人員基準	①専任で常勤の医師を1人以上 ②理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、介護職員のいずれかを、サービス提供時間帯を通じて専従で2人以上 ③②のうち、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士については、常勤換算方法で0.2以上
設備基準	①通所リハビリテーション専用の部屋を、利用者1人当たり3㎡以上 ②通所リハビリテーション専用の設備・備品、消火設備など非常災害に際して必要な設備